DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

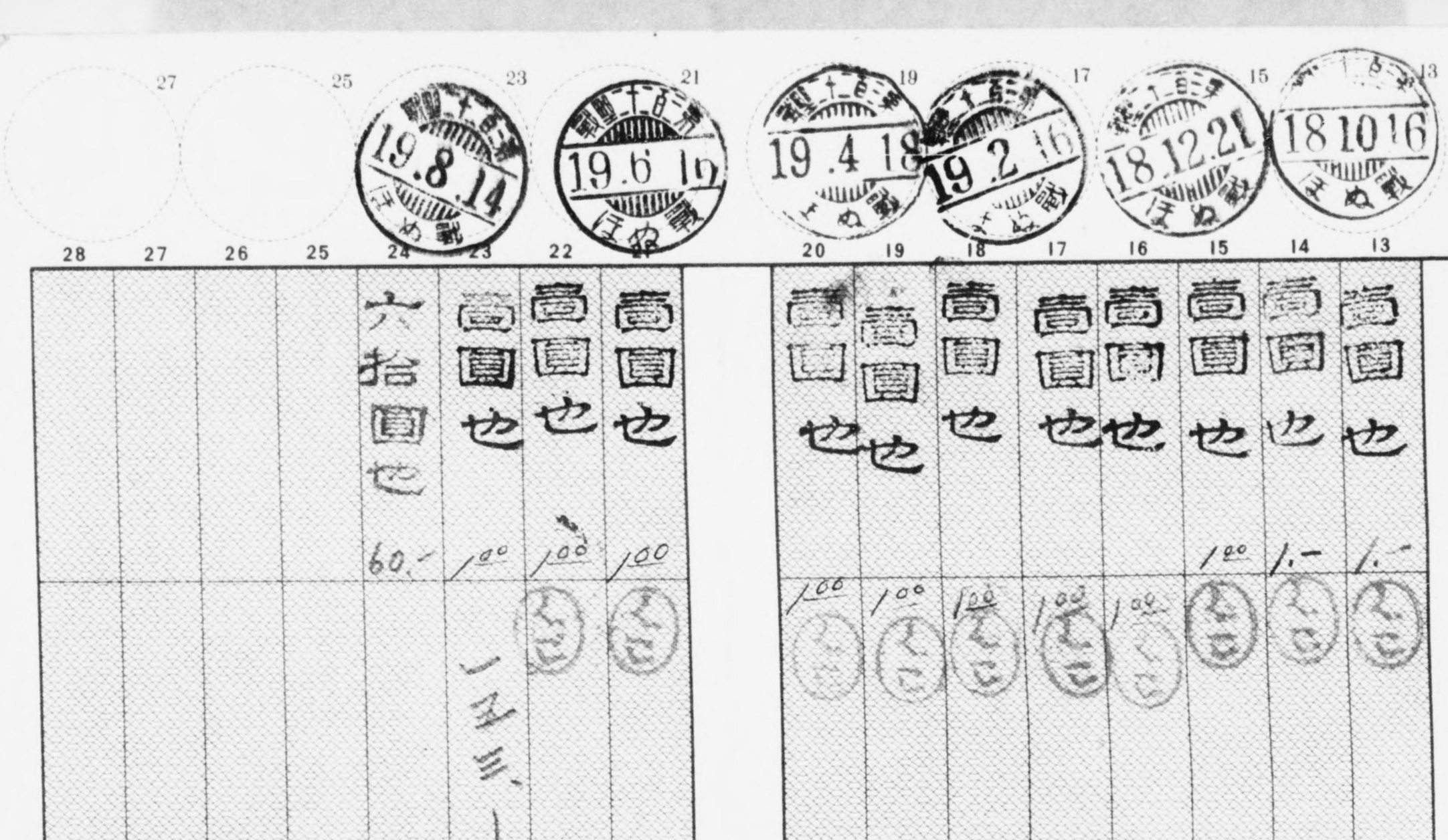
六拾圓也 60.-
壹圓也 100
壹圓也 100
壹圓也 100

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
五拾九圓也		
拾圓也		
七圓也		
七圓也		
七圓也		
七圓也		
七圓也		
拾圓也		
拾圓也		
八圓也		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

497

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行じ、郵便局所て其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

改轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢

四拾五圓五拾錢ヲ也
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢
四拾五圓五拾錢

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
試百參拾圓也	230—	
四拾貳圓五拾錢	42 50	
四拾貳圓五拾錢	42 50	
四拾貳圓五拾錢	42 50

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 76D050

財大 197

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所て其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は豫通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

28	27	26	25	24	23	22	21
		五百拾圓也	五拾五圓也	五拾五圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也
		510.			50	100	50
		81 95	55	55			

20	19	18	17	16	15	14	13
百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也
100	50	100	50	100	50	100-	50

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百拾圓也	440-	
八拾五圓也	85-	
八拾五圓也	85-	
五拾圓也	50-	
參拾五圓也	35-	
參拾五圓也	35-	
八拾五圓也	85-	
參拾五圓也	35-	
參拾五圓也	35-	
八拾五圓也	85-	
百拾五圓也	115-	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

103 24 佐少五四

4357

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

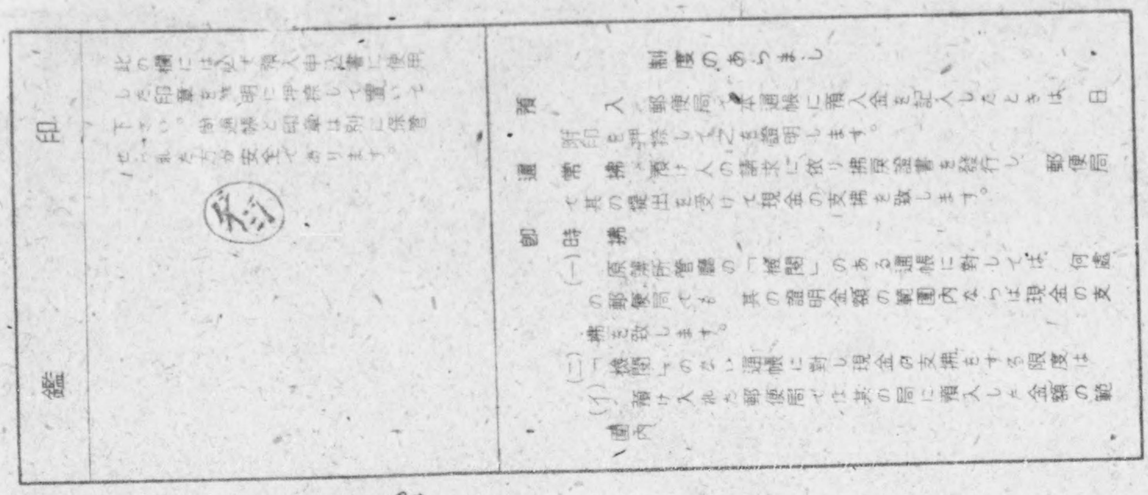

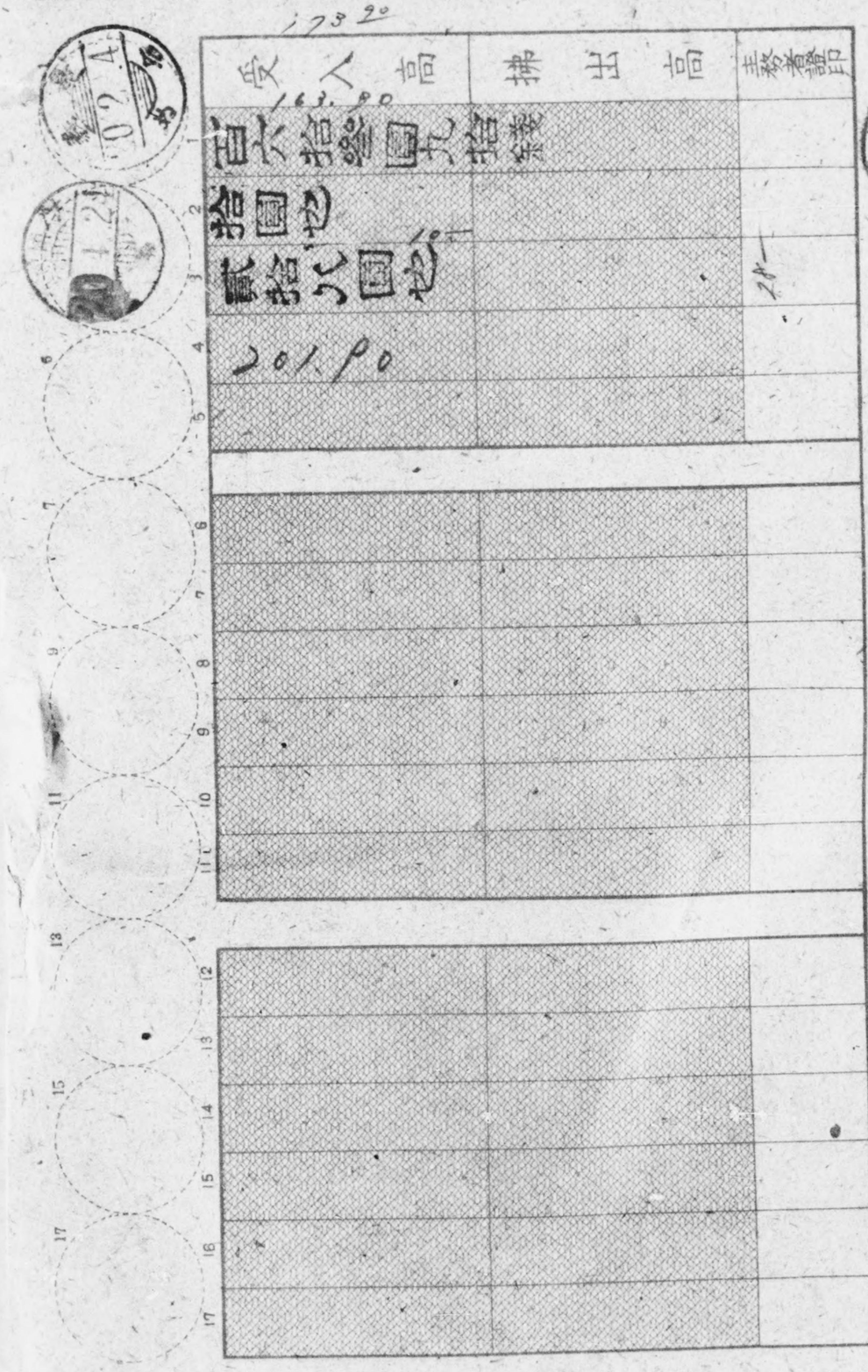

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) MNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は貯金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切って元金に組入れ、通帳をお出しのときそれに記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度があります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなったり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間濕入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一同もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

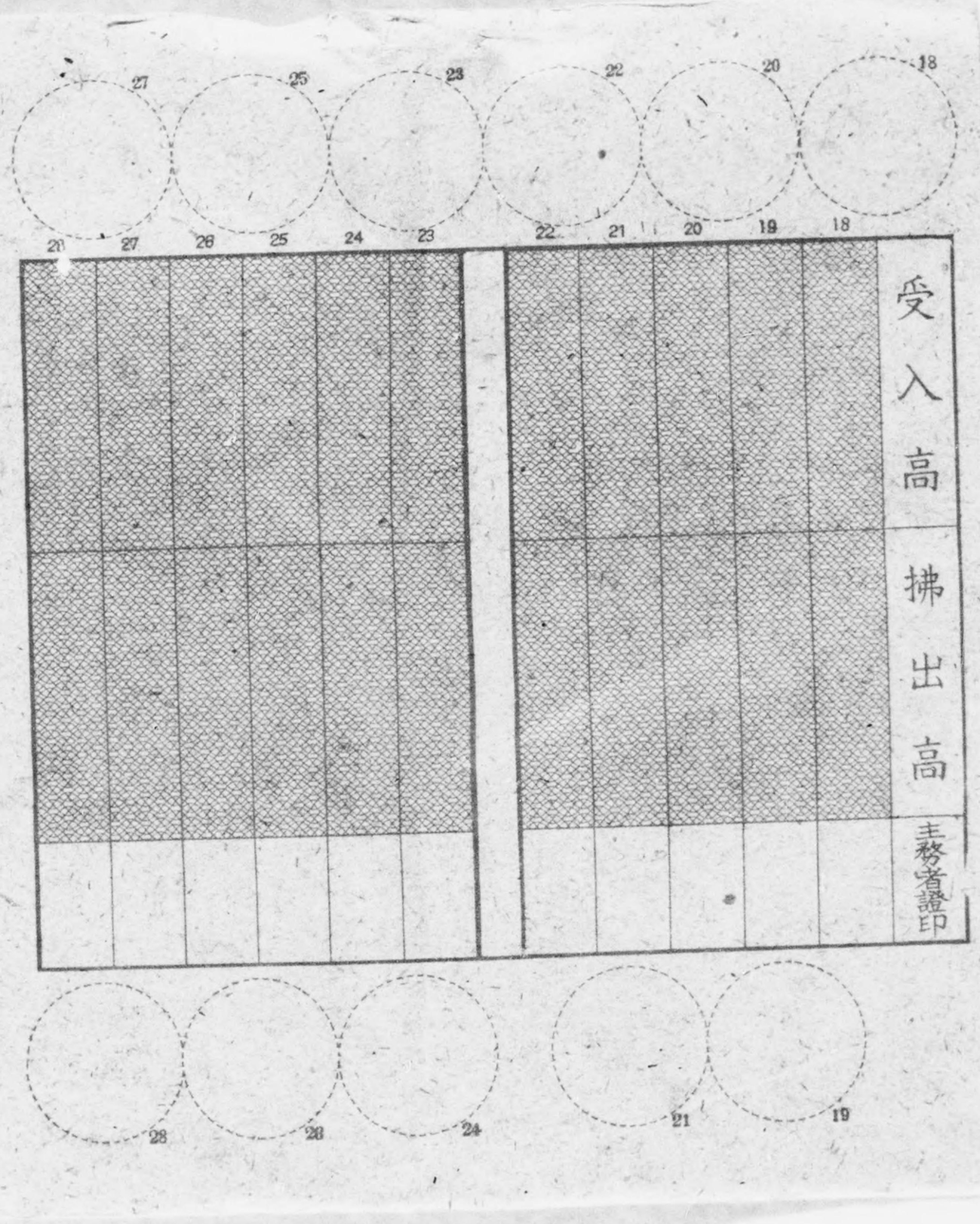

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也

貳拾五圓也

百拾五圓也

貳拾參圓也

百九拾貳圓也

115-

23

23

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

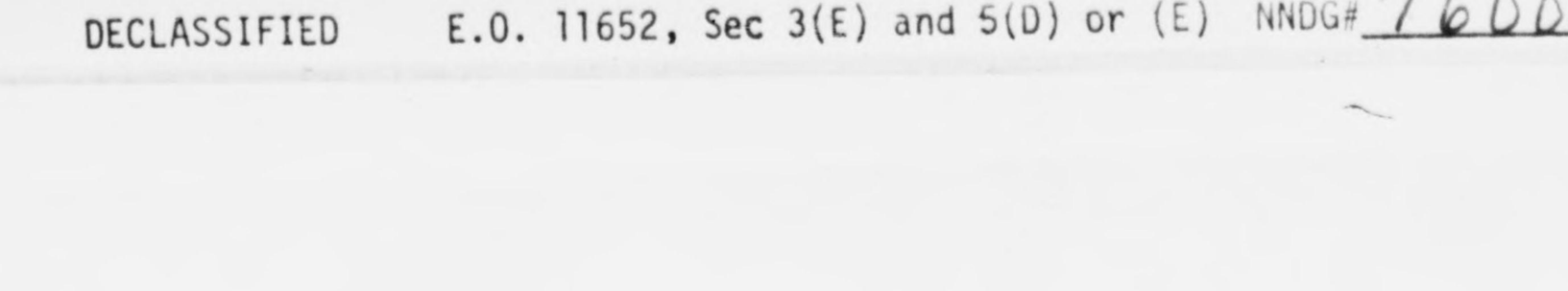

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NND/# 760050

1614

軍事郵便貯金通帳

五五

朝中房ま

簿管所	局支金貯關下
號記番	戰ぬ亟 09156

名氏	所住	摘要
サヨレック ウイリアム・ザー 殿	比島俘虜收容所第二分所	William D. Chalek 1st.Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

轉居 居書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

改印 居書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百八圓也
四拾五圓五拾錢
108
8/20
FP72
"百"ニ貳圓也

19 11 上 9 .6 19 4 15 20 3 19 10.2 19.6 .2

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

主務者證印	四拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	貳百九拾壹圓五拾錢	貳百拾圓也

六拾貳圓五拾錢	七拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍大尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

149 1797 支封

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(イ) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(ロ) 現在高證明一のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

他の郵便局所では一日十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず壹五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では當記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居所轉 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也

貳拾五圓也

四拾八圓也

五拾圓也

貳拾圓也

百八拾貳圓(82)

19.10 19.9.6 19.10 20.3.22 19.10 19.6.2

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
五拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍中尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 76055D

1930

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管局の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に準じては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管局にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

四拾五圓五拾錢

四拾五圓五拾錢

四拾五圓五拾錢

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
六百七拾圓式拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		
四拾五圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

代り看
右得

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 日、郵便局及主張所に住所、氏名、印鑑を届出ておきます。

通帳 普通貯金は、この通帳に預入金を記入して、お渡しします。

即時払 郵便局では、日々の請求に応じ払戻金を支払います。

一時払 据置貯金の「現在高證明」のある通帳については、何処の郵便局でも、その證明範囲内の金額の支払をいたします。

「現在高證明」のない通帳については、現金の支払をそれぞれ限度は他の郵便局では、その局に預入した金額の範囲内、他の郵便局では「日」「回」「月」内に四回迄であります。

一部払のときの注意 貯金の一部を払戻すときは、常に通帳で、その時払戻金額に十銭未満の端数を附けずに、その時以上を残して下さい。

払戻の報告 五百円以上の払戻は、その都度ですと、後の郵政郵便局へお申出になる場合もありますから、多額の払戻は、なるべく通帳に記載して、お申出下さい。

利子 毎年三月末日を締切りで元金に組入れ、通常貯金は、その翌日から、定期貯金は、預入の日から、それぞれ利子を附します。

証券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他證券を購入し、保管することを、郵便局に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に疑義が生じたり、紛失又は汚損したときは、その旨を郵便局へお申出下さい。

譲渡 貯金は、譲渡又は担保にすることはできません。

改印 印鑑を改めるときは、通帳を添えて郵便局へお申出下さい。

特約 特約を結ぶと、其の旨を通帳に記載して、その時から、貯金は無效になることがあります。

無効処分 十年間貯金の払戻又は利子の請求がないときは、その貯金は無效になることがあります。

住所 氏名 摘要

大阪貯金支局

(17)

K-10

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

146

九拾貳圓五拾錢
六拾式圓五拾錢
貳拾五圓也
百八圓也
日拾七圓五拾錢ノ内
金百參拾五圓也

19.10.7
19.9.6
19.4.15
19.6.2
19.10.2

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

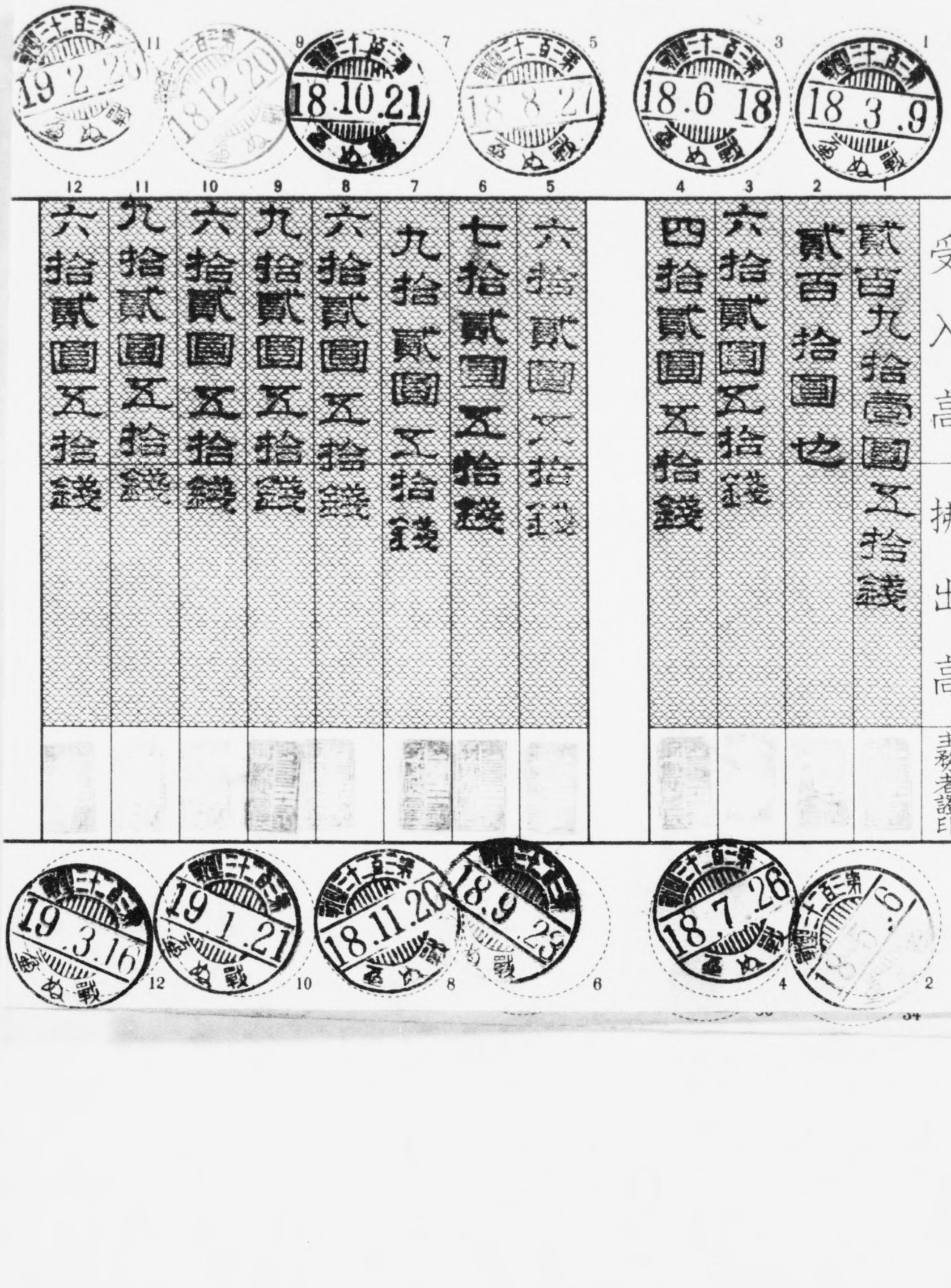

受入高	拂出高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢		
貳百拾圓也		
六拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
七拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

エフ

主任大尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

146 1789 文部

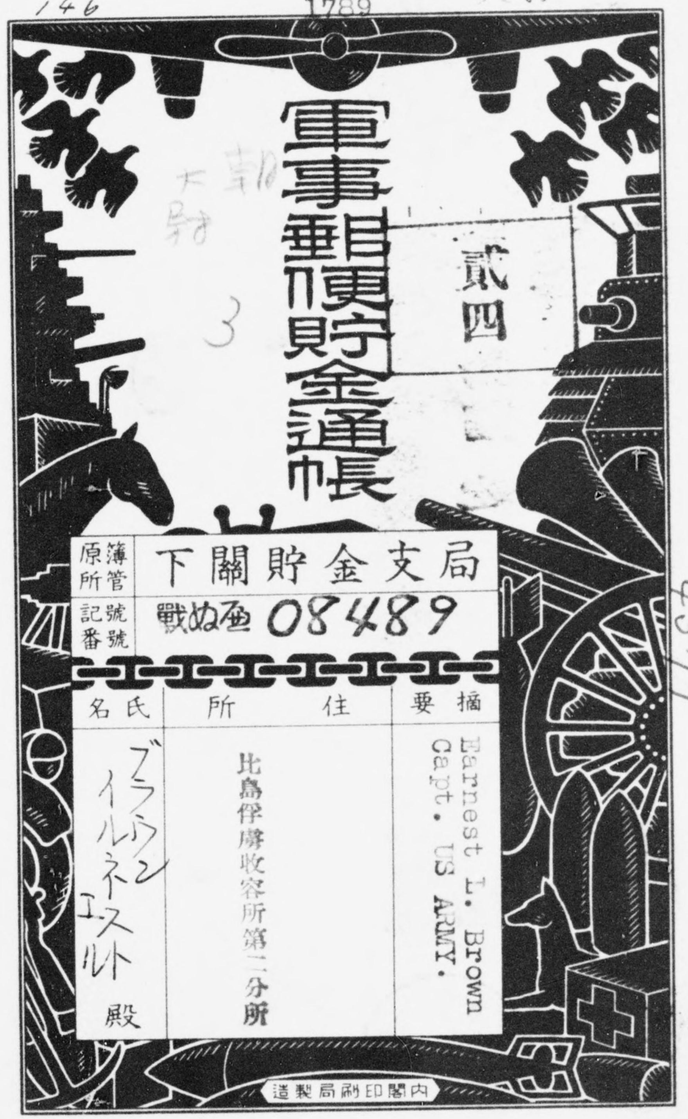

4371

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百九拾圓五拾錢	貳拾圓也	
六拾圓五拾錢		
七拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

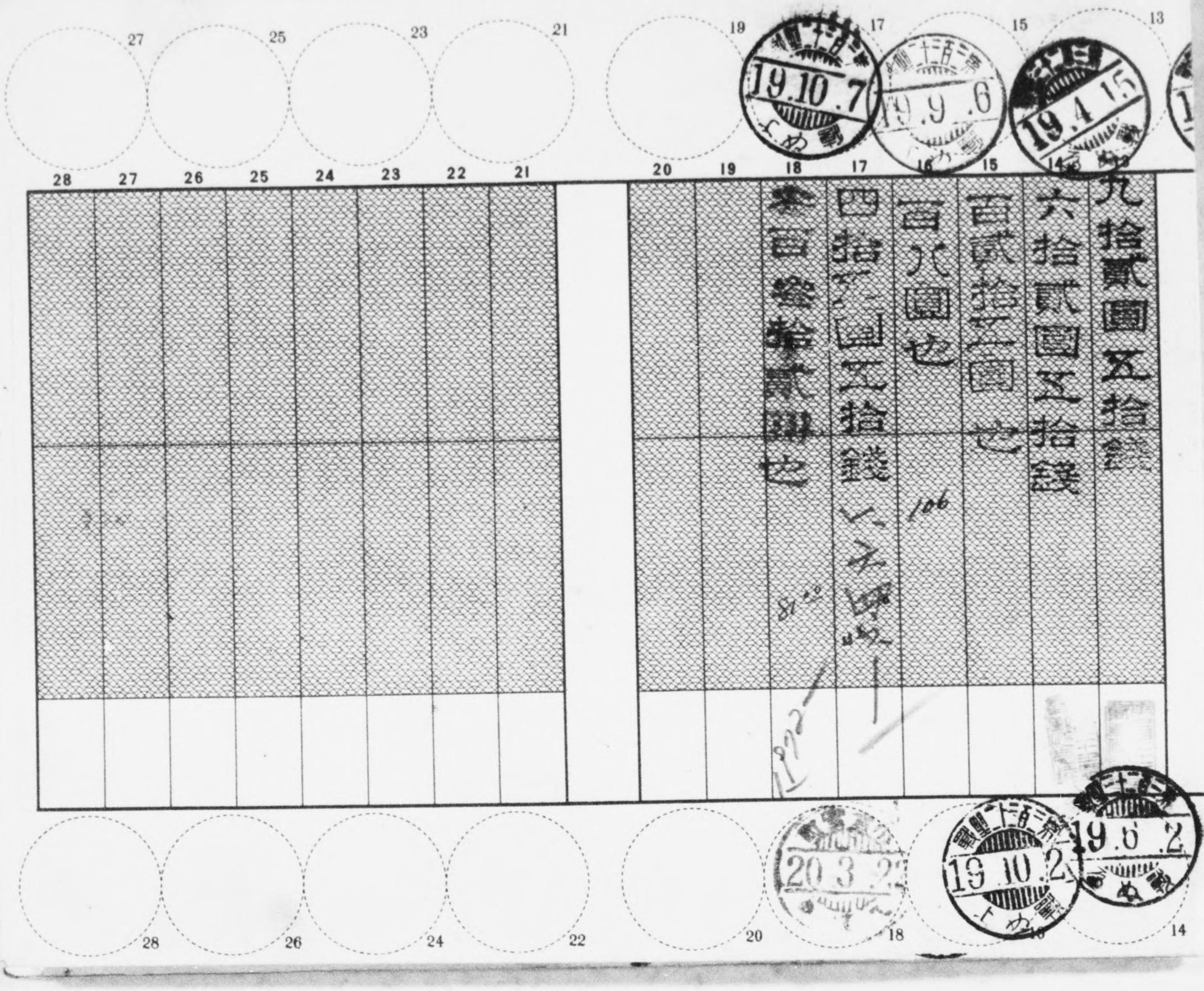

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

145 1788 支財

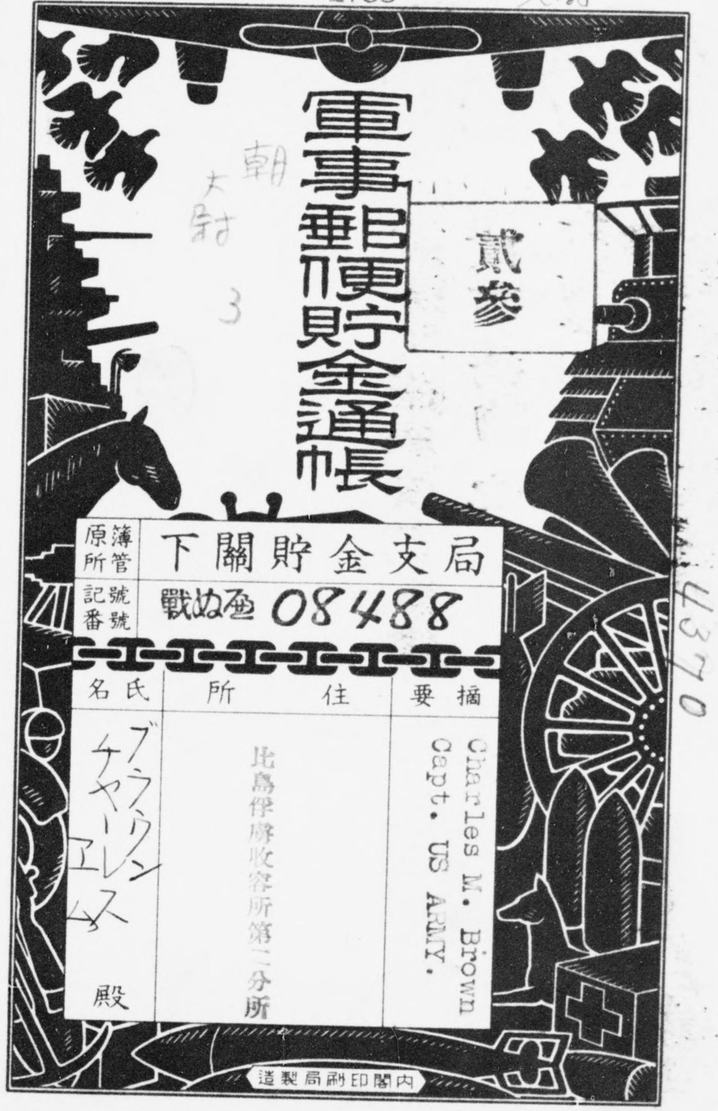

4370

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の謝告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

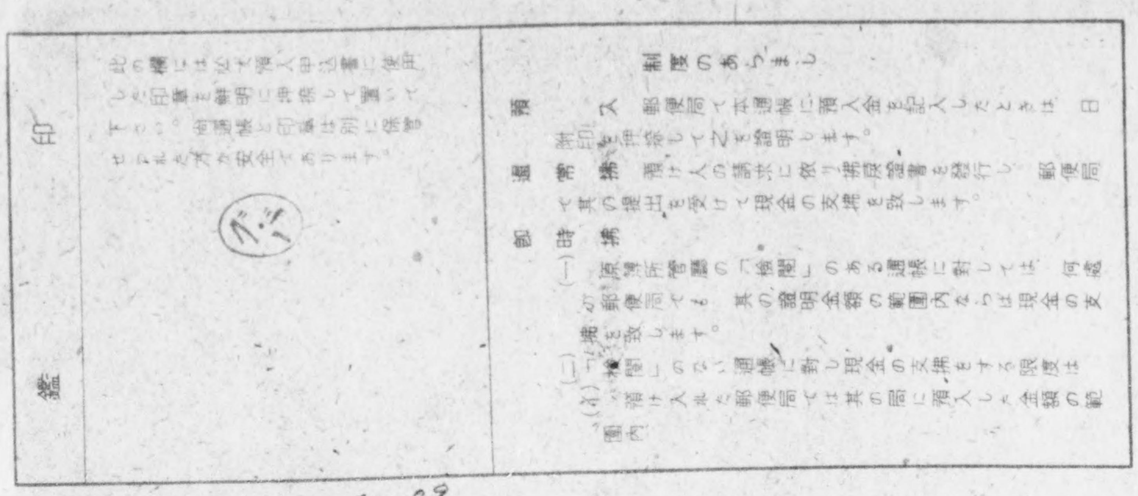

3061 09

受入局	発出局	参考記
3.06.09		
至十日指定国允着		
指定国ゆ		
お急日ゆ		90—
315-10P		

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日二十圓同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は貯金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め郵便局へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定めた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

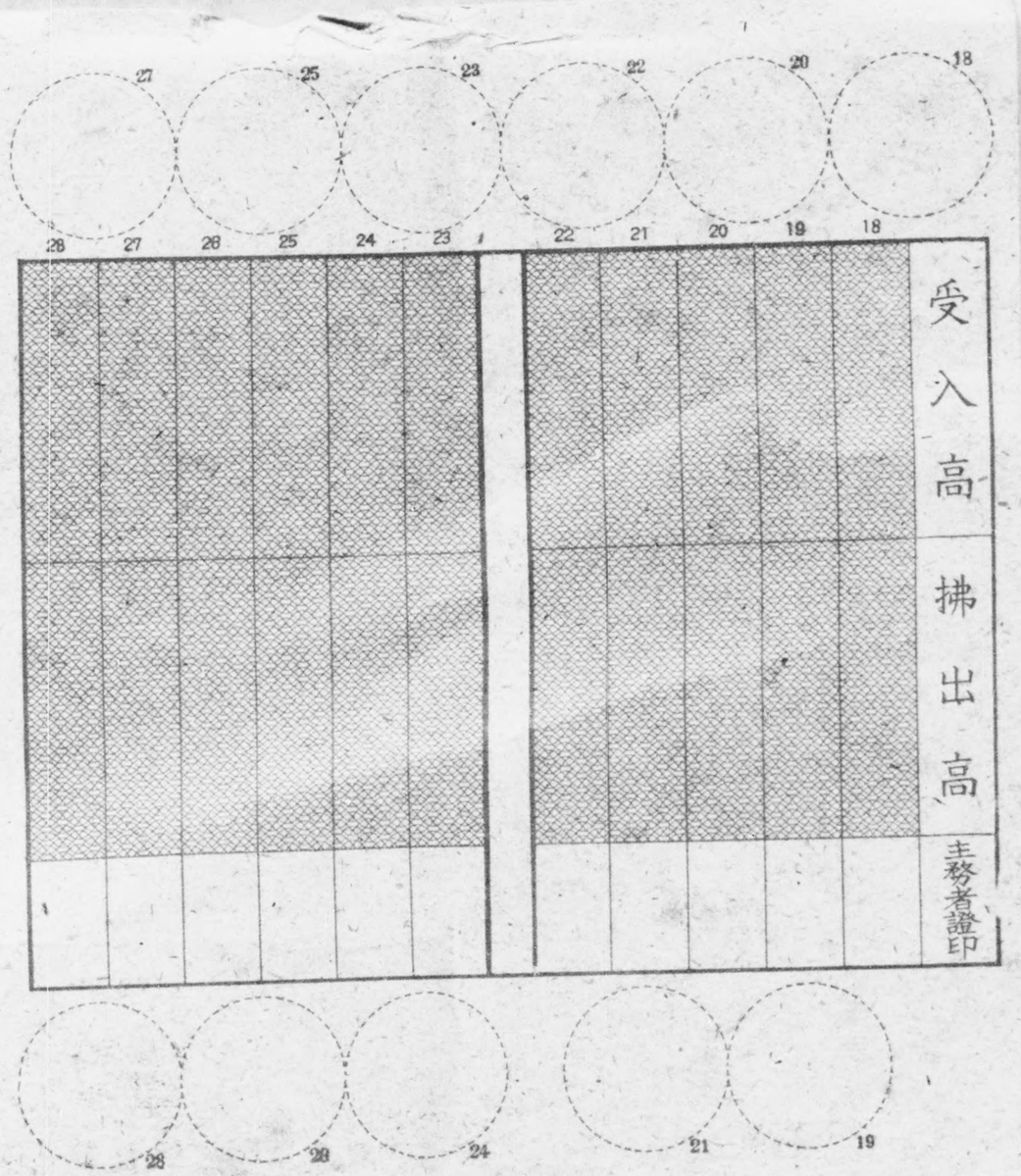

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也
貳拾五圓也
四拾九圓也
五拾圓也
貳拾圓也
百九拾貳圓也
貳拾參圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

43395

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

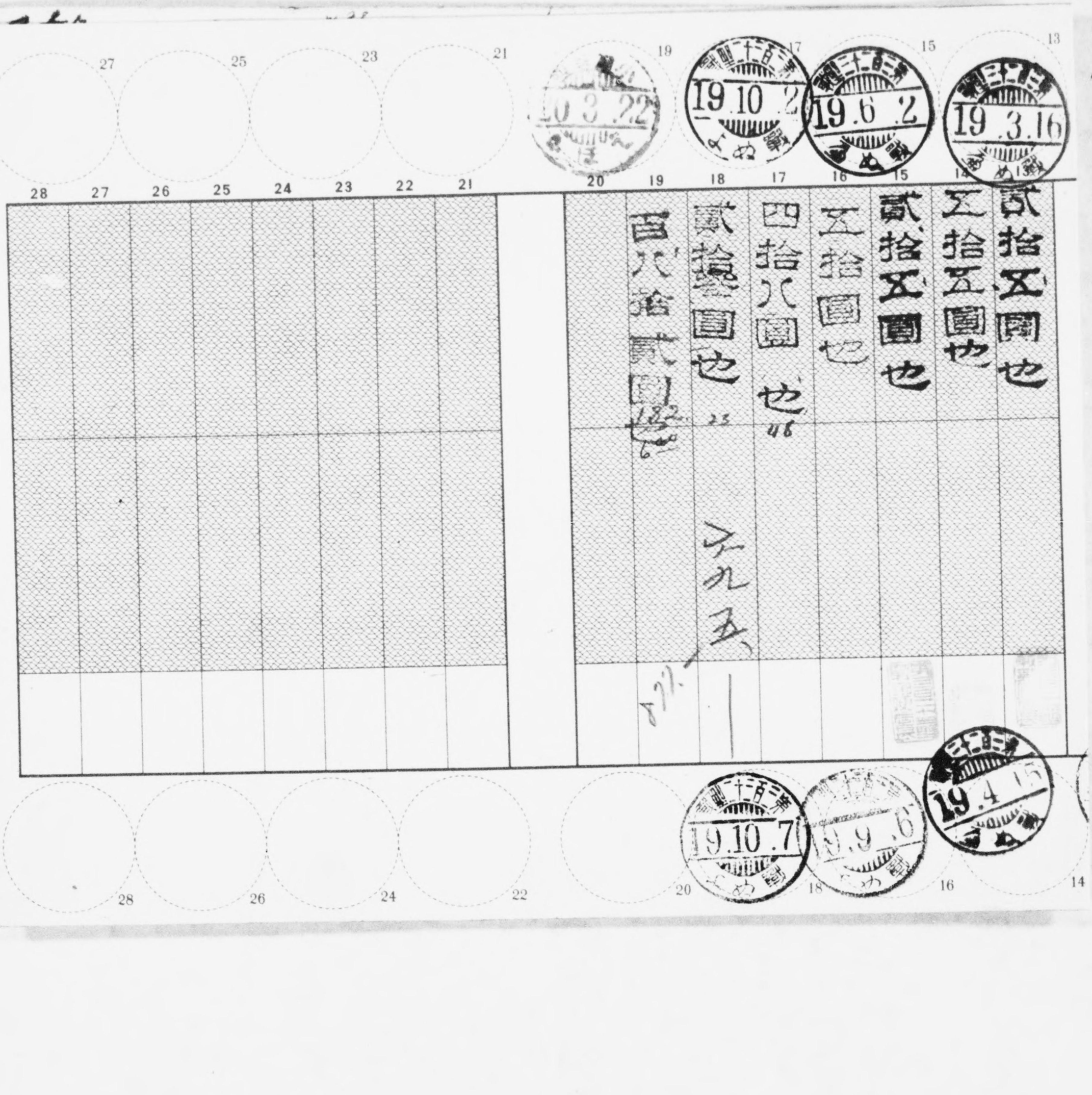

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
五拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五圓		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2-7 1927 中財

軍事郵便貯金通帳

朝 中財 3

五貳

簿管原所	局支金貯關下
號記番	戰ぬ亟 09147

名氏	所住	摘要
ブース メーナード エス 殿	比島俘虜收容所第二分所	Maynard B. Booth 1st.Lt. US ARMY.

4394

逓製局刷印閣内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通帳拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 (一)原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二)「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ)預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ)他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑改 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就ては、お申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也

貳拾五圓也

四拾八圓也

五拾圓也

貳拾五圓也

百八拾貳圓也

貳拾參圓也

19.10.7 19.9.6 19.4.15
19.3.23 19.10 19.6.2

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
壹百四圓也	貳拾五圓也	
六拾圓也	五拾五圓也	
貳拾五圓也	五拾五圓也	
五圓也	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2-6 1926 中部

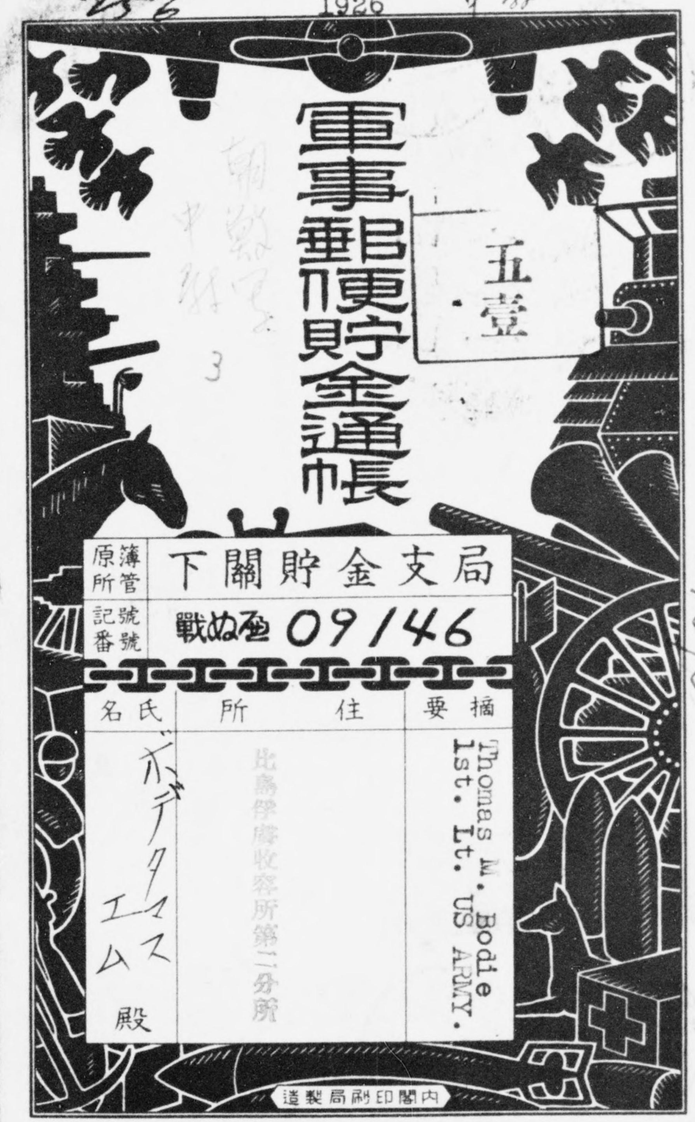

簿管所	局支金貯關下
號記番號	戰ぬ第 09146
名氏	住所
ボデタマス エム 殿	比島俘虜收容所第二分所
摘要	Thomas M. Bodie 1st. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂濟郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
貳拾五圓也
四百八圓也
四拾五圓五拾錢
參百參拾貳圓也

108

81.00

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高　拂出高　主務者證印

貳百九拾萬圓五拾錢		
貳百拾圓也		
六拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
七拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

18.3.9 18.6.18 18.8.21 18.10.21 18.12.20 19.2.26
18.5.6 18.7.26 18.9.23 18.11.20 19.1.21 19.3.16

144 1785 文書

軍事郵便貯金通帳

貳貳

簿管原所	局支金貯關下
號記番號	戰地郵便 08481

摘要	住所	氏名
Alvin J. Bethard Capt. US ARMY.	比島俘虜收容所第二分所	ベサスアルド エルベルト ジエイ 殿

造製局刷印關内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂を爲す限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日一千圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

4369

朝 大尉 3

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

28	27	26	25	24	23	22	21
					百六拾貳圓也	貳拾壹圓也	貳拾壹圓也
					60	23	23

20	19	18	17	16	15	14	13
貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也
25	25	25	25	25	25	25	25

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
六拾圓也	60-	
五圓也	4-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

336 1152 陸軍

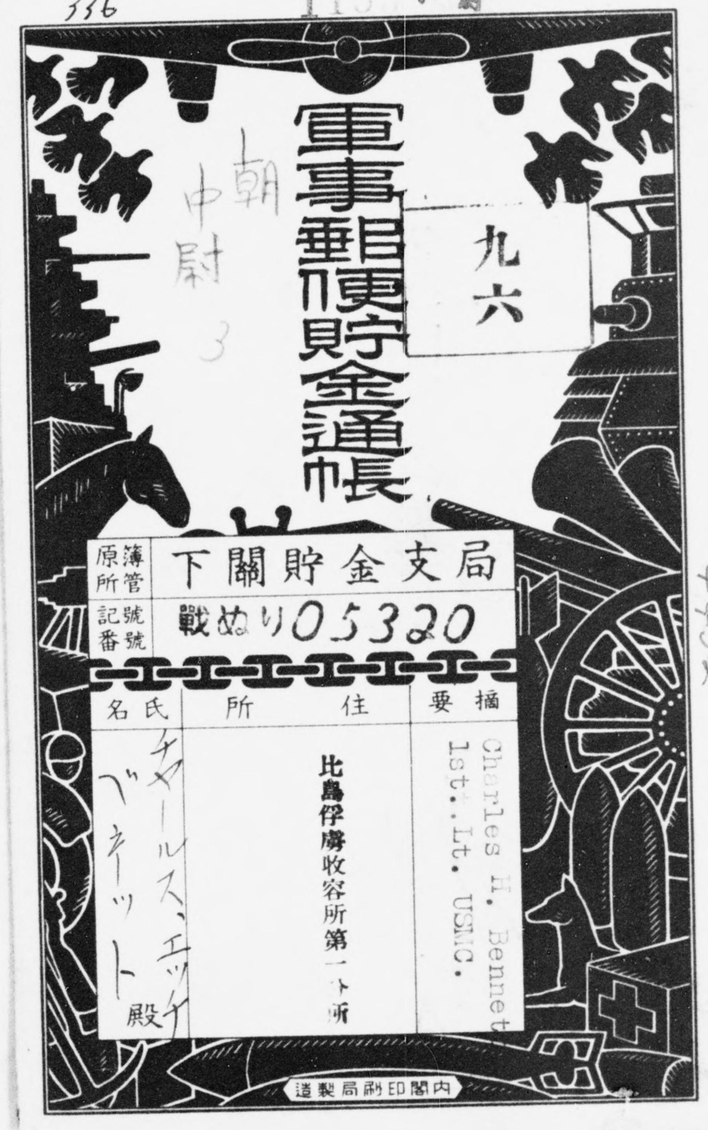

4432

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

還付 常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 (一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年二月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

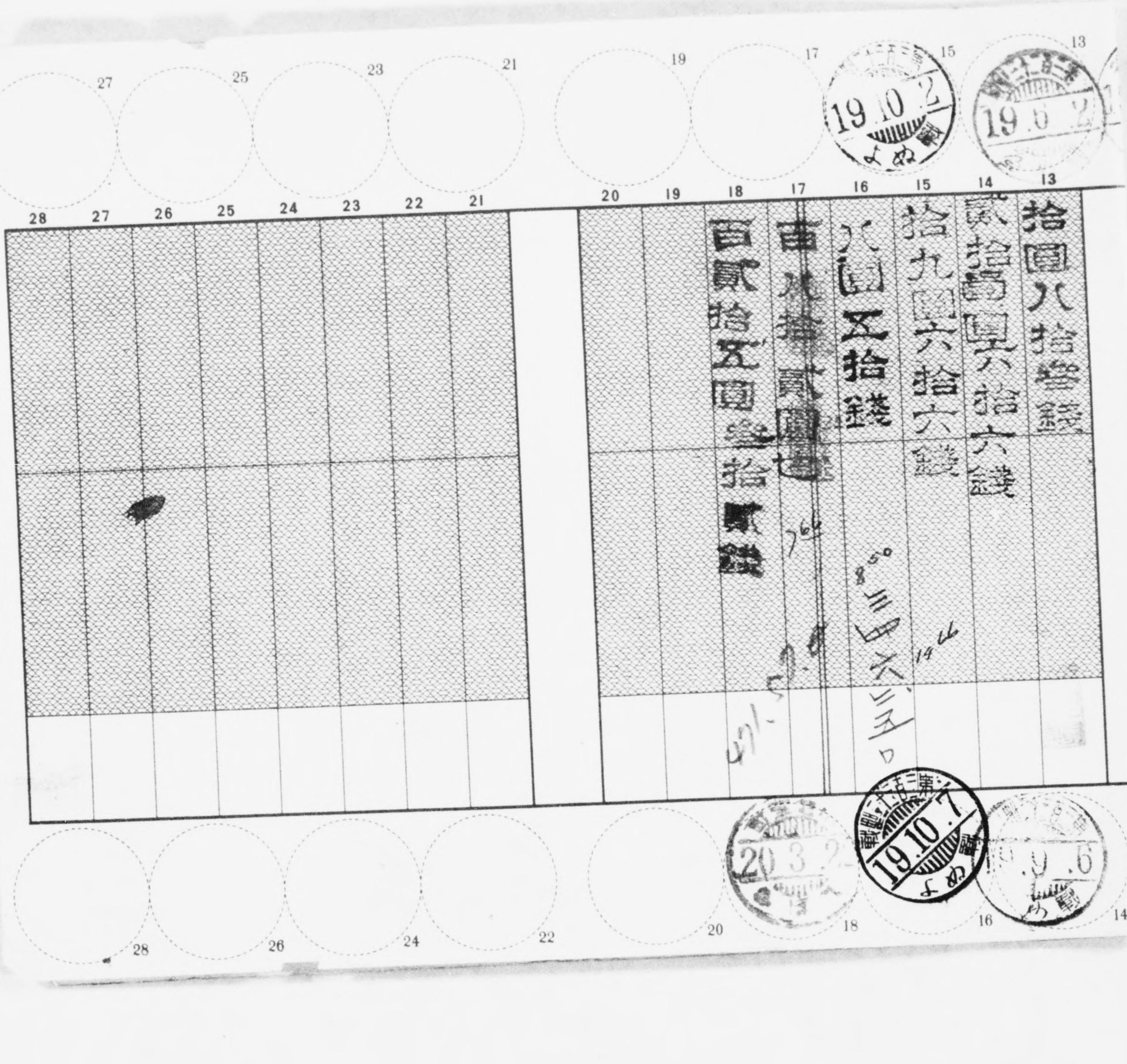

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

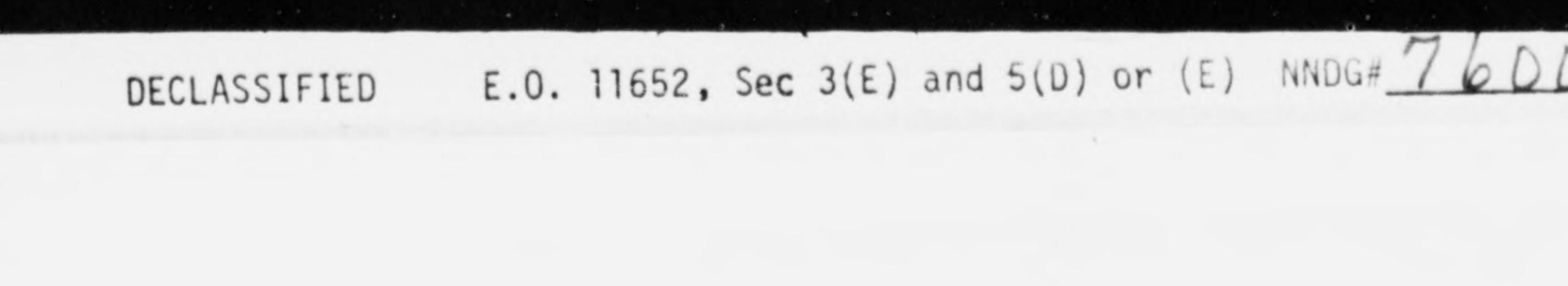

受入高	拂出高
壹拾壹圓拾五錢	拾壹圓六拾六錢
拾圓八拾壹錢	拾壹圓六拾壹錢
拾圓八拾錢	拾圓六拾錢
拾圓八拾壹錢	拾圓六拾壹錢
拾圓八拾錢	拾圓六拾錢
四拾圓八拾錢	四拾圓六拾錢
四拾圓八拾壹錢	四拾圓六拾壹錢
四拾圓八拾錢	四拾圓六拾錢
貳拾圓八拾錢	貳拾圓六拾錢
主務者證印	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

363 2012

軍事郵便貯金通帳

六七

簿管原所	局支金貯關下
號記番	08669

摘要	住所	氏名
Charles D. Beck, 2nd.Lt. US ARMY.	比島俘虜收容所第二分所	ベック チャールス・デイ 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日一十圓、同一圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚損したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
壹圓也	壹圓也	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

486 ~~91~~ 少財 107

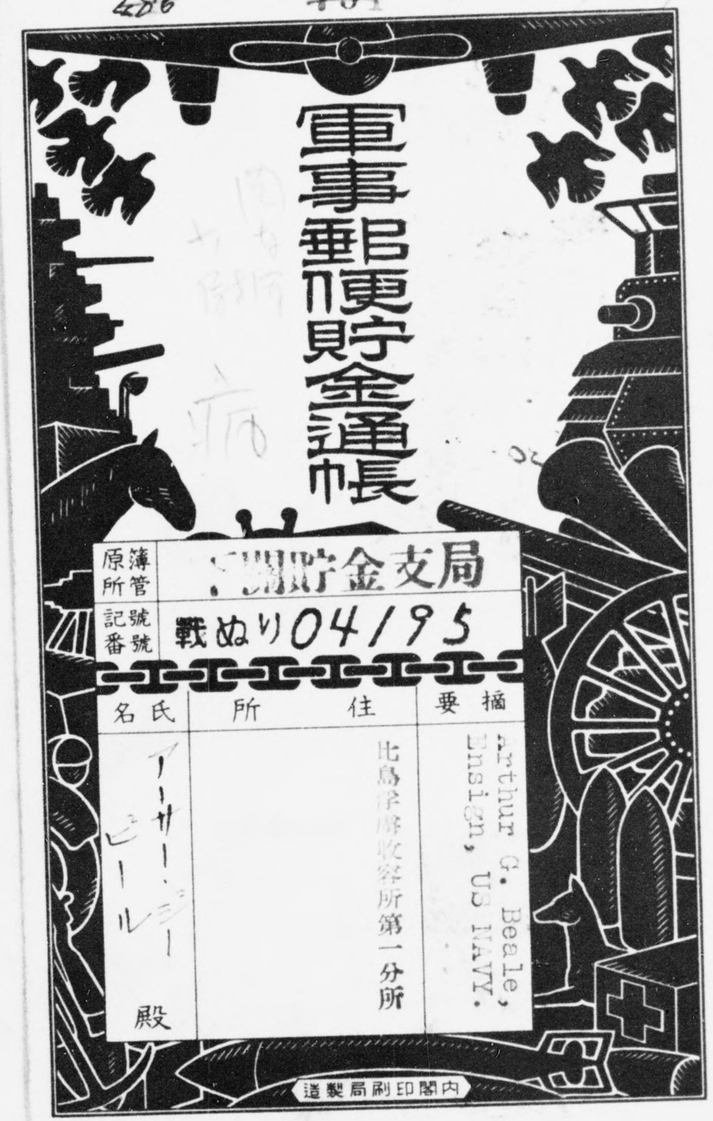

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百八圓也
四拾七圓二拾錢
參百參拾貳圓也

108

81.00

1922

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢	貳百九拾壹圓五拾錢	
貳百拾圓也	貳百拾圓也	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
七拾貳圓五拾錢	七拾貳圓五拾錢	
九拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
九拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
九拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍大尉

1771 文部
1-K-8
3
4367

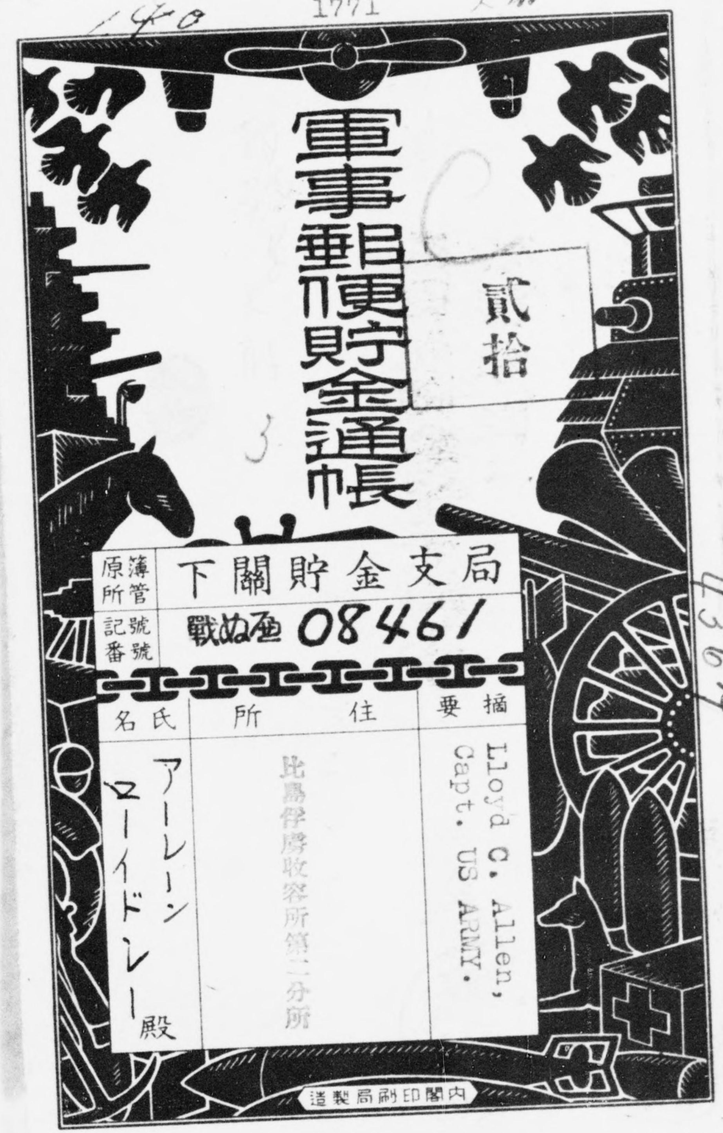

制度のあらまし

預　入　郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂　預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所て其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂　原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(一)「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ)預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ)他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意　貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告　多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利　子　毎年三月末日を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳　通帳に餘白がなくなつたり通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳　内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓　渡　貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改　印　届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉　居　届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分　十年間預入又は拂戻なく且利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050